

外貨普通預金

2023年10月2日現在

商品名 (愛称)	外貨普通預金
販売対象	・ 法人及び個人の方
期間	・ 特に期間の定めはありません。
預入 (1) 預入方法 (2) 預入通貨 (3) 預入金額 (4) 預入単位	・ 随時預け入れできます。 ・ 米ドル、ユーロ、その他通貨建てをご希望の場合は窓口までお問い合わせ下さい。 ・ 1通貨単位以上 ・ 1補助通貨単位
払戻方法	・ 随時お支払いします。
利息 (1) 適用金利 (2) 利息計算 方法	・ 当金庫所定の利率を適用します。 ・ 毎日の最終残高に応じて、1年を365日として日割計算を行い、年2回(3月・9月の第3土曜日の翌営業日)当該口座に入金します。付利単位：1補助通貨単位
税金	・ 個人の利息には源泉分離課税20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 * 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、復興特別所得税が付加されることにより、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。 ・ (マル優のご利用はできません。) ・ 法人は総合課税となります。
手数料	・ 別紙をご参照ください。
付加できる特約 事項	
金利情報の入手 方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示機器または窓口へご照会下さい。
その他参考となる 事項	・ 為替変動リスクがあります。 円貨を外貨に替えて預入し、払い戻した外貨を円貨に替えた場合、払戻し時の円貨額が預入時の円貨額を下回り、元本割れが生じる可能性があります。 ・ この口座と同一の米ドル現金にて、払戻し請求があった場合でも、当金庫の都合により当金庫のTTBにより換算した当該米ドル現金相当の本邦通貨で支払うことがあります。 ・ 為替差益は雑所得として確定申告の対象となり総合課税となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で、為替差益を含めた給与所得および退職所得以外の所得が年間20万円以下であれば、申告は不要となっております。また、為替差損は黒字の雑所得から控除することができます。他の所得区分との損益通算はできません。 ・ 預金保険の対象外商品です。預金保険による保護の対象とはなりません。
苦情処理措置・紛 争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または本部コンプライアンス管理部(9~17時、フリーダイヤル:0120-308-770、電話:03-3742-0621)までお申し出ください。

	<p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能としておりますので、コンプライアンス管理部または全国しんきん相談所（9～17時、電話：03-3517-5825）へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。</p> <p>また、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会にて、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）一がございます。ご利用いただける弁護士会など詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス管理部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
--	--